

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月25日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第3号

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「条例第4条第3項に規定する勤務を要しない日を設けられた再任用短時間勤務職員（以下「勤務不要日を設けられた再任用短時間勤務職員」という。）」に改め，同条第4項中「常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く職員をいう。以下同じ。）」を「勤務不要日を設けられた再任用短時間勤務職員以外の職員」に，「，再任用短時間勤務職員」を「，勤務不要日を設けられた再任用短時間勤務職員」に改め，同条第6項中「8時間」の右に「（1日の勤務時間が7時間45分に満たない再任用短時間勤務職員にあっては，任命権者が定める時間）」を加える。

第6条第6項本文中「常勤職員」の右に「（再任用短時間勤務職員を除く職員をいう。以下同じ。）」を加え，同項ただし書中「ただし，」の右に「勤務不要日を設けられた再任用短時間勤務職員に係る」を加える。

第8条第3項中「医師又は助産師の出産証明書」を「出産を証する書類」に改める。

別表第2中「常勤職員」を「勤務不要日を設けられた再任用短時間勤務職員以外の職員」に，「再任用短時間勤務職員」を「勤務不要日を設けられた再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則中第8条第3項の改正規定は平成26年1月1日から，その他の規定は同年4月1日から施行する。

（人事委員会事務局）